

## 議会図書館界の現況と今後の動向

村 上 正 志

- ① IFLA（国際図書館連盟）の議会図書館分科会では、2007年に新しい動きが見られた。ひとつは1993年に刊行された『立法図書館のガイドライン』の改訂であり、もうひとつは、更新が十分に行われていなかった世界議会図書館ダイレクトリーの再構築である。
- ② 同分科会で今後取り上げられるべき課題として、調査へのアプローチを検証するワークショップ、議会図書館の使命の異なるモデル、議会図書館の標準的尺度、顧客へのシステムのアプローチ、議会図書館に対するグローバリゼーションの影響等が上がっている。
- ③ 社会への説明責任を果たし、親機関からの予算縮減の圧力に対抗するため、議会図書館でも業績評価を行うべきとの議論が起っている。統計の利用、パフォーマンス指標、バランス・スコアカード等の方法が提案されている。
- ④ 議会図書館を取り巻く環境が厳しさを増す中で、他機関とのパートナーシップは必須の課題と認識されるようになった。議会内の諸組織間の連携では、プロジェクト管理やウェブサイト構築にすぐれた実績を上げた例がある。また、大学との連携では、公共政策コースの大学院生を、議会図書館の実習コースで教育する試みが考えられる。
- ⑤ グローバル化の進行に伴い世界共通の課題が増加している。どの国の立法機関でも、国際的な視野と関心を深めるようになった。世界中の立法機関が、複雑で多極的な課題の解決策を見つけるために、相互の経験に学ばなければならないと考えるに至っている。
- ⑥ 議会図書館のウェブサイトを活性化するために、ウェブログ、RSSのようなウェブ2.0技術が導入されるようになった。情報の鮮度と個別ユーザーへの特化という利点をもつアラートサービスも効果的である。
- ⑦ 議会フォーラム、レクチャー、セミナー等、議員と専門家が、アイデア・知識・経験を交換するための共通の場を設定することが広く行われるようになった。議員が専門知識を得るばかりでなく、政策課題に関する認識を深める機会となり、評価は高い。
- ⑧ インターネットによる情報爆発の結果、利用者が求める最適な情報源の発見が大きな課題となっている。以前は「Know How」が重要であったが、最近では、どこに何があるかを知らせる「Know Where」が重要である。図書館員の活躍が期待されている。
- ⑨ 世界の議会図書館が連携して、それぞれの国がかかえる政策課題に対処する知識と経験を共有することができれば、議会図書館の機能強化が促進されるであろう。そのような連携を有効にする枠組みについて、今後さらに検討を重ねる必要がある。

## 主要記事の要旨

### 外国人労働者問題の諸相 —日系ブラジル人の雇用問題と研修・技能実習制度を中心に—

亀田進久

- ① 我が国では、専門的・技術的分野の外国人は受け入れるが、いわゆる単純労働者については、慎重に対処する——というのが国是とされてきた。しかし現実には、日系人労働者、外国人研修生・技能実習生、外国人不法就労者らが我が国で単純労働に就いてきた。
- ② 我が国に在留する在日韓国人らに「特別永住者」の資格が付与されたこととのバランスで、日系人には「定住者」という法的地位が与えられた。その際、政策担当者の意図とは別に、この資格を使って大量に我が国に来たのは、日系ブラジル人デカセギであった。
- ③ この日系ブラジル人の我が国への流入を、国籍（出身地）別外国人登録者数の推移や身分に係る在留資格別外国人登録者数の推移という統計上の観点から捉えた上で、ブラジルから我が国への経路（ルート）の確立について考え、さらに日系ブラジル人の雇用状況について、以下の3点から考察する。
- ④ まず、二重労働市場（dual labor market）である。これは、先進国の労働市場が正規雇用から成る一次的労働市場と非正規雇用から成る二次的労働市場に分断されることであり、これと外国人労働者の関係について、有識者の見解を取りまとめた。続いて、「外国人雇用状況報告（平成18年6月1日現在）結果」と様々な表を駆使して、日系ブラジル人デカセギの実態を考察する。さらに具体的に、東海圏や滋賀県長浜市における日系ブラジル人デカセギの実態、彼らの非集住地区である北陸の小松市と高岡市における日系ブラジル人の比較、プロテスタントの1宗派Seventh-Day Adventist教会に属する日系ブラジル人へのアンケート調査の結果等、有識者たちの個別研究の成果を取りまとめた。
- ⑤ 引き続き、外国人研修・技能実習制度について取り上げた。それは国際的な技術移転システムと国際的な労働力需給システムという2重の性格を有し、平成5年に技能実習制度が創設されたことで、ますます労働力需給システムの面が強くなった。
- ⑥ この研修・技能実習制度の特徴や性格を、様々な表を駆使して明らかにした上で、これが実態的に大変問題の多い制度であること、行政側もそれを相当な確度で認識している点を明らかにした。その上で、その改善に受けた動きを取り上げた。
- ⑦ 最後に、不法在留者と不法就労者について触れ、彼らが東京や関東地区で働いている点を取り上げた。また、国内で外国人単純労働者を手当てできない我が国企業が、生産拠点を海外、特に東アジアに設け、海外で生産された製品を逆輸入することで、実は国内の労働市場に相当の影響を及ぼしている実態を取り上げた。これらは、我が国国内の外国人労働者問題を考える際に、避けて通れない問題である。

## 国際人道法における兵器の規制とクラスター弾規制交渉

福 田 毅

- ① 国際人道法には、紛争当事者が用いることのできる戦闘の手段と方法（兵器とその使用法）を制約する一般原則が存在する。それらは、①軍事的必要性と人道的配慮のバランスをとること、②軍事目標と文民を区別し、軍事目標のみに攻撃を行うこと（区別原則）、③攻撃によって発生する軍事的利益と付随的被害（文民への被害）のバランスをとること（均衡原則）、④無差別攻撃を行わないこと、⑤付随的被害を低下させるための各種の予防措置を実施すること、である。
- ② もし、ある兵器を使用すれば上記の原則に違反することが明らかであれば、その兵器は違法な兵器と見なされる。しかし、一般原則は曖昧であるため、兵器の違法性を確定的に判断することは容易ではない。そのため、兵器を規制・禁止する際には、特定の兵器を対象とする個別的な条約を策定することが通例となっている。
- ③ 1999年のNATOによるコソヴォ空爆を契機として、クラスター弾の規制を求める国際世論が強まった。クラスター弾の不発子弾は紛争終了後も文民に被害を及ぼすため、クラスター弾は均衡原則に反する違法な兵器だと主張する論者もいる。しかし、一般原則に基づいて判断すれば、クラスター弾を違法な兵器だと断定することはできない。
- ④ クラスター弾は合法的兵器だと主張する国は多かったが、国際世論の高まりを受けて、各国は特定通常兵器使用禁止制限条約（CCW）の枠組みにおいて、クラスター弾の規制交渉を開始した。その結果、2003年に新たな議定書が採択された。ただし、この議定書は、クラスター弾の使用を規制したものではなく、紛争終了後の爆発性戦争残存物（ERW、いわゆる不発弾）処理のための国際協力のあり方を規定したものであった。
- ⑤ その後も、交渉は継続されたが、各国の合意は得られなかったため、クラスター弾規制に前向きな諸国は、有志国のみによる規制交渉（オスロ・プロセス）を2007年に開始した。しかし、オスロ・プロセスには、米国、ロシア、中国、イスラエルといった主要なクラスター弾保有国は参加していない。オスロ・プロセス内でも、全面禁止派と部分規制派（大半の西欧諸国や日本等）の見解が激しく対立している。主要な対立点は、①規制のための枠組み（米ロ等も加盟するCCWか有志国のみのおスロ・プロセスか）、②規制対象とするクラスター弾の定義（全面禁止か部分規制か）、③非加盟国とのインターオペラビリティ（条約非加盟国との共同作戦の取り扱い）、等である。全面禁止派の多くは、中小国や非クラスター弾保有国である。クラスター弾を効果的に規制するためには、条約に可能な限り多くのクラスター弾保有国を取り込むことが必要である。そのためには、全面禁止派と規制緩和派が互いに歩み寄らなければならない。